

○財務省告示第三百八十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十一月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百三

十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運用に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項、第四十七條及び第六十二條第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

五

方募

別債行争非者特国札非 入価法入
 参市及入価・別債発競 札格競 決
 加場び札格第参市行争 発競 定
 者特国発競 I 加場 入 行争 の

込募各割各各当も各
 み限度債市てみ。らみ
 の額場の特。応のう
 応募額を割内参加者
 額を割りにおいて各
 応募額を案分により
 応募額を案分により

争市る参てしび価一を場で競競とて価の
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格決
 札特の者、後格債め別つ入争入るら格定
 発行参加るに行に競争争入札のる募を
 一と者発に大臣が各国債市場特別
 とい。第(以下一非価格競
)
 争入場も加、た後格債め別つ
 札特の者、に大臣が各国債市場特別
 発行参加るに大臣が各国債市
 一と者発に大臣が各国債市
 とい。第(以下一非価格競
)
 争入場も加、た後格債め別つ
 札特の者、に大臣が各国債市場特別
 発行参加るに大臣が各国債市
 一と者発に大臣が各国債市
 とい。第(以下一非価格競
)

六

イ

発

入 価 入 価 ・
札 格 行 札 格 第
発 競 発 競 II
行 争 額 行 争 非

ハ

ロ

行 争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 I 加 場

札 非
発 競
行 争
入

百 国 条 特 四 国 条 特 万 利 第 六 金 し 第 十 面 行 第 公 必 億 つ 定 う 円 額
 六 債 の 規 会 七 億 債 の 規 会 千 付 一 百 額 た 十 万 金 し 第 四 万 金 た 二 債 の な 千 い に ち
 十 に 定 計 百 つ 七 債 に 定 計 四 億 国 項 の 十 付 七 ン で 利 第 二 条 の 財 百 は づ 基 づ 財
 七 つ 定 計 万 万 債 に 定 計 千 千 債 に 規 万 兆 国 条 の 別 七 付 千 国 項 の 特 確 万 面 行 第
 億 い に 基 関 円 て 基 関 六 つ 定 円 二 債 に 規 七 付 千 七 債 の 規 例 保 円 金 し 四 兆
 円 づ す る 額 き る 額 き る 八 て 基 同 七 つ 定 に 千 七 百 い に 三 億 て 基 づ 六 千 九
 、 づ す る 額 き る 額 き る 十 は づ 法 百 い に 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
 額 き る 額 き る 額 き る 額 き る 額 き る 額 き る 額 き る 額 き る 額 き る 額 き る
 面 発 法 面 発 法 面 発 法 面 発 法 面 発 法 面 発 法 面 発 法 面 発 法 面 発 法 面 発 法
 金 行 律 金 行 律 金 行 律 金 行 律 金 行 律 金 行 律 金 行 律 金 行 律 金 行 律 金 行 律
 額 し 第 額 し 第 額 し 第 額 し 第 額 し 第 額 し 第 額 し 第 額 し 第 額 し 第 額 し 第
 で た 四 五 利 十 五 利 十 五 利 十 五 利 十 五 利 十 五 利 十 五 利 十 五 利 十 五 利 十
 二 利 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七
 千 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十 付 七 十

十 十		九 八		七		
イ 一				イ		
発		振 額 最		払 込 金		
入 札 発 行	価 格 競 争	替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場
十 四 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金	五 万 円	二 千 二 十 三 億 九 千 八 百 七 十 五 万 円	二 千 六 十 五 億 九 千 百 六 十 五 万 円
						二 兆 七 百 五 十 八 億 八 千 八 百 五 十 四 万 七 千 九 百 六 十 五 円
						で 二 千 二 十 五 億 円
						た 利 付 債 に つ い て 額 面 金 額
						条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
						特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

十 額 格
五 面 金 額
銭 金 額
百 円 に つ き
九 十 九 円 九

(一) 年 ○ ・ 六 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{49}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるものに
よつては、前記の算式に
額に百分の二十・三から該乗
じられた金額の二・五を
を發行時にあたし、当該債
が非居住者又は外国取算者
る場合には、前記(一)の算式に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額を控除することができる。

平成二十六年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。平成二十五年九
月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十五年十一月八日